

藤井基之先生ガンバレ！ 皆様からの応援メッセージ その1

もとゆき会会員は、この一年では倍増しました。

皆さまの日頃の活動の成果が、この数字にはつきりと表れています。

この勢いをさらに強め、会員一丸となって藤井もとゆき先生への支援の輪を一層広げなければならぬ時がいよいよやってきました。

この困難な時代に藤井もとゆき先生は、必ず私たちの期待に応える働きをしていただけるものと信じています。

皆さま、いまこそご家族、ご友人、知人、同僚の方々への更なる働きかけをしていただき、団結力ある支援者の集まりとして、本会の存在感を示してくださいますよう心からお願い申し上げます。

(もとゆき会会長 市川和孝)

藤井もとゆき先生の国会議員活動は十二年になる。今では社会福祉、医薬品や危険ドラッグ対策、ODA政策(政府開発援助)には欠かせない国会議員の一人です。

厚生省に在職していた頃、互いに席が隣り合わせて食品に係わる化学物質の安全性確保のために議論をし、その対策に取り組んできた時期もあった。食品の安全にも精通しています。

少子高齢化社会を迎えた今日、介護と子育て、医療などの社会福祉、それに科学技術の向上のために更に

国会で活躍して頂きたい。

全力で応援します。

(もとゆき会幹事 榎 孝雄)

私は藤井基之さんの故郷である岡山出身者であり、同じ薬業界で仕事をした者として応援し、期待を寄せております。

藤井さんの中央官庁での幅広いキャリア、政治家としての実績から以下のことを実現して欲しいと願っています。

日本の素晴らしい健康保険制度の維持継続と先端医療開発の促進です。

今後の若い人達が、安心して暮らせる社会と、日本の発展の根幹となる医療産業が、更に発展するための規制緩和等に手腕を振るって下さい。

(もとゆき会会員 林 房子)

「太平洋上で水まきしているようだ」。手ごたえがつかめない選挙、全国比例区という規模に面食らっていた私に「まあ、抑えておさえて」と渡邊 徹さん。

四字熟語を描いた、徹さんの絵に「一天四海」があった。そこには、「ガンバロー」の人文字が見える。

たくさんの方が水まきを手伝う。ときには大胆に散水して四方は海のように。隅っこで土嚢を積む人は

水漏れを懸念しているのだろう。

元秘書で、画家の片鱗を見せていた徹さん、これからも天から描いてくるに違いない。

(元中央後援会事務局長 大野雅久)

私たちの夢と希望の藤井先生。冷静に見て、着実に歩を進める藤井先生。そこには、常に知性と教養が輝いています。私たちは、もとゆき先生が大好きです。

今、もとゆき先生が、その夢と希望の実現のために、大胆に歩を進めるときが近づきました。私たちも、がんばります。

一緒に「もとゆき先生の時代」を見たいと思っております。もとゆき時代の実現のために、がんばります。

(もとゆき会顧問 瀬田公和)

私が広島県から厚生省に出向していた当時、藤井基之先生はインドネシアにおられたのでお会いしたことはありませんでした。

ただ、その時の上司であった藤井正美課長が「藤井基之という男は、入省一年目にもかかわらず、スモンに関するいろいろなデータを調べて、キノホルムを禁止すべきだと堂々と主張した立派な奴だ」と褒めていたのを覚えています。

藤井先生の信念を貫くこの姿勢は、議員になった後も変わらず続いている

ると思います。

私は広島県庁時代に麻薬行政にも携っていましたが、藤井先生が薬物乱用防止対策に力を注がれているのを、心強く思ったものです。

どうか、もう一期、頑張ってくださいと思います。

(もとゆき会会員 仲本典正)

一票の格差があっても、一票は一票。投票は個人の縁と絆と公徳心。

人間は賢いと信じたい。ホモサピエンスとして生まれたのだから。

社会は、付和雷同する民衆の危ういデモクラシーという現実にある。

政治は、国家を治める活動。

考え方の相違を調整し、秩序ある社会の運営を付託する公共性と、私的感情のバランスは、すべて自己責任。

政治は、頑張るより願春、喜楽の願いが湧いてくる。

Hope spring へ行こう！

(もとゆき会顧問代理 能崎文輔)

広く一般国民の声を集めて、また、数少ない薬学者、薬剤師の視点から、大いなる活躍を期待しています。

現実を踏まえた社会保障政策の充実のため、そしてこの国の発展のために、いつそこのがんばりを願っています。

(もとゆき会会員 齊藤 勲)

女性の活躍が期待され、世界に冠たる日本の医薬医療技術が成長の力ギと注

目されていますが、藤井先生は常に先頭に立ってリーダーシップを発揮されておられます。

藤井先生の厚生省新医薬品課長時代にGCP査察官を務めました。日本初の新医薬品承認審査概要作成や業界の講演会の代理等、女性の私にチャレンジの機会を与えていただき、女性の登用に常に心を砕いていただいていたと感じております。

一方、医薬品産業は将来を期待される分野であり、藤井先生はバイオテクノロジー等先端分野の技術振興に先陣を切られ、種々の活動をされてこられました。最近では政府の成長戦略で国際競争力の高い創薬が謳われ、重要な産業として期待されています。

藤井先生の今後の一層のご活躍を祈っております。

(もとゆき会会員 佐々木弥生)

もとゆき先生を大臣に押し上げよう！

参院選が迫ってまいりました。会員の皆様、藤井先生には党内トップ当選を果たしてもらええる様、応援しましょう。

私も今日から一日一人を目標に近隣の方、友人、親戚、同窓生、仕事仲間のかたがたに声かけ運動を展開し、もとゆき氏への支援獲得に最大限努力を致します。

「数は力」、もとゆき票をもっともっ

と増やして、彼を大臣に押し上げましょう！

(もとゆき会近畿グループ)

代表幹事 香月英男)

藤井基之先生は、明確な政策目標・理念と、薬学・医学等に関する高いご見識に裏打ちされた専門性を併せ持つ、貴重な人材であり、参議院議員として国政の中枢で御活躍されておられます。

私は、藤井先生の何代か後の厚生労働省麻薬課長を拝命していた者であります。行政官の側から、国政の場において、藤井先生がかねてより掲げておられます麻薬対策の推進について、情熱をもって取り組んでおられるのを目の当たりにし、感激いたしました。

この真摯な姿勢は、他の政策課題においても変わることはありません。薬剤師としての専門性、ご経験に基づく見識、製薬業界・行政への深いご理解をお持ちの藤井基之先生が、参議院議員として再選され、引き続き御活躍をいただかなければならないと強く思います。

(もとゆき会幹事 村上貴久)





藤井もとゆき国会日記

平成28年3月10日(木)

10時より6時間コースで厚生労働委員会が開催され、大臣所信表明に対する質問などを行いました。



平成28年3月14日(月)

8時55分より予算委員会にて社会保障問題について質問を行いました。



平成28年3月29日(火)

16時より本会議。

平成28年4月6日(水)

10時より本会議、公職選挙法の一部改正法案等7法案について採決が行われ、いずれも可決しました。

平成28年4月30日(土)

熊本地震の被災地訪問。



平成28年5月17日(火)

17時30分より本会議。

平成28年5月25日(水)

17時30分より「藤井もとゆき中央後援会総会」が、品川プリンスホテルにて開催されました。

厚生労働委員会にて、厚生労働大臣の所信表明に対し40分間の質疑を行いました。アベノミクス新3本の矢から質問をスタートし、次いで診療報酬・調剤報酬、「患者のための薬局ビジョン」にテーマを移し、「かかりつけ薬剤師・薬局」に対する大臣の見解等を求めました。その後、新薬開発に水を差す、巨額売り上げを示した新薬の特例再算定の是非、医薬品流通に求められる単品単価取引、そして薬物乱用問題に関する質疑で持ち時間が終了しました。

予算委員会にて社会保障問題についての集中質疑が行われ質問に立ちました。保育問題、待機児童問題、患者のための薬局ビジョン、かかりつけ薬剤師について、診療報酬改定について、ドーピング問題などについて質問を行い、安倍総理大臣、塩崎厚生労働大臣、馳文部科学大臣より答弁がありました。

平成28年度一般会計予算、特別会計予算及び政府関係機関予算についての採決が行われ可決されました。この他、地方税法等の一部改正法案地方交付税法の改正法案等5法案について採決が行われいずれも可決されました。

4月14日の地震発生から2週間以上が経過し、気象庁によると、28日朝までに発生した震度1以上の地震回数は1000回を超えたそうです。少しずつ、その頻度は減少しているそうですが、日本全国での昨年1年間の震度1以上の地震回数は1800回とのことですから、その異常さが分かります。建物の崩壊、地盤の劣化等に十分気をつけてください。

緊急上程された平成28年度補正予算案(熊本地震の深刻な被害の復旧・復興のための補正予算7,800億円)についての採決が行われ、可決されました。

各支援団体の方々が全国各地より駆けつけていただき、更に伊吹前衆議院議長をはじめ多くの衆参国会議員の先生方、支援団体代表の方々より激励のお言葉をいただきました。いよいよ選挙モードに突入です。

参議院議員選挙について

選挙運動と政治活動の区別

選挙運動とは

特定の公職の選挙につき、特定の立候補者又は立候補予定者に当選を得させるため投票を得又は得させる目的をもって、直接又は間接に必要かつ有利な行為をさします。選挙運動の期間は、公示日に立候補の届出をしてから投票日の前日まで(参議院議員選挙は、公示日から17日間)

政治活動とは

政治上の目的を持って行われるすべての活動から、選挙運動にわたる行為を除いたものです。広い意味では選挙運動も政治活動の一部ですが、公職選挙法では選挙運動と政治活動を理論的に区別しています。

選挙権年齢が18歳以上に

2015年6月17日に成立した公職選挙法改正により、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられてから初めての選挙となります。

選挙区定数の変更(10増10減)

2015年7月28日に成立した公職選挙法改正により、定数の10増(北海道、東京、愛知、兵庫、福岡各2人)10減(宮城、新潟、長野各2人、及び鳥取・島根と徳島・高知を合区し各2人)がおこなわれます。

選挙の公示前の活動について

- ①特定の人の政治的、文化的活動を援助するための後援会づくりは、何も問題がなく積極的に後援会活動(加入を勧める行為など)ができます。
- ②立候補予定者を推薦することは、個人でも団体でも自由です。

選挙期間中の活動について

- ①街頭や電車中で知人や友人と会ったとき、自宅や店、会社を訪ねてきた人に「〇〇さんをお願いします」と積極的に投票を依頼できます。
- ②電話にて「〇〇さんをお願いします」と投票を依頼できます。また相手の人にもほかの人に対して電話をしてもらうよう依頼することができます。
- ③選挙運動用ポスター(証紙貼付)を貼ったり、ビラ(証紙貼付)を街頭演説の場所や演説会場内で配ることができます。ただし、これらのものをばらまいたり、戸別訪問して頒布してはいけません。

期日前投票に行きましょう！
「個人名」を書きましょう！

参議院議員選挙は、3年ごとに議員の半数が改選される選挙で、都道府県ごとに議席が割り当てられる「選挙区選挙」と、全国をターゲットに行われる「比例代表選挙」の二つの選挙が一つになっています。



1枚目の投票用紙(黄色)が選挙区投票用紙です。各都道府県の候補者名を書き投票します



2枚目の投票用紙(白色)が比例区投票用紙です。日本全国の有権者が投票できます。個人名または政党名を書き投票します。